

会 議 録

1. 会議名	災害対策業務に係る特殊勤務手当の支給について
2. 開催日	令和7年10月23日（木）
3. 出席者	市長、副市長、小西市長公室長、阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長 担当部：田家総務部長、高塚危機管理監、森田総務部副部長 下村危機管理課長

4. 会議の目的
災害対策業務は平時の業務内容と異なることから、職員に対して特殊勤務手当を支給している。他市町の手当の対象業務等を参考にして、本市の特殊勤務手当の対象業務を整理するとともに、手当の金額を協議する。
5. 補足説明（現状、課題など）
○災害対策業務 災害対策業務には、手当が支給される業務以外に避難所運営業務、被災家屋調査業務、避難支援業務、物資運送業務など、庁外に出動して業務に従事する内容があるが、特殊勤務手当が支給されていない。 令和6年1月19日付総務省文書として、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうると通知がある。 阪神間各市では、避難所運営業務等に特殊勤務手当を支給している事例があることを確認した。
6. 担当部の方向性
○災害対策業務 (1)災害対策業務のうち、特殊勤務手当の対象業務を抽出 (2)特殊勤務手当の金額、支給単位を決定 (3)令和7年12月市議会で川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例の改正案を上程 (4)令和8年4月以降の災害対応から適用 ※ 予算については、災害が予想できないため、現在の水防事業手当で対応し、不足する場合は予備費を充当する。
7. 質疑・意見等
意見：資料からは新たに設ける手当の内容や支給金額が理解しづらい 質問：阪神間各市と比較するために整理することはできるか 回答：整理できる 質問：地方公務員の手当は国の制度を準拠しないといけないのではないか 回答：原則、国準拠であるが、今回見直しを行う手当は各自治体で決めており、対象業務や金額は異なる。 宝塚市が令和6年度に条例改正をした。三田市、猪名川町は手当がなく、伊丹市や西宮市などは、以前から支給している。

質問：条例改正は令和7年12月議会でないと間に合わないか

回答：令和8年3月議会でも問題ない

意見：担当部として見直したい点を改めて整理して、他市町と比較した上で決定する必要がある。

8. 結論

特殊勤務手当は新設する方向で進める。

条例改正の上程は令和8年3月とし、対象業務と金額については他の特殊勤務手当と併せて、再度協議する。